

参考資料2

旧優生保護法一時金支給法に係る経緯等

旧優生保護法について

昭和23年 優生保護法の制定 (議員立法)

- ◆ 議員立法により全会一致で成立。
- ◆ 人口過剰問題やヤミ堕胎の増加を背景に、優生思想の下、不良な子孫を出生することを防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的として、優生手術 (不妊手術) や人工妊娠中絶等について規定。

平成8年 優生保護法を母体保護法に改正 (議員立法)

- ◆ 障害者の権利の実現に向けた取組が進められる中、障害者を差別する優生思想を排除するため、法律名を改正するとともに、遺伝性精神疾患等を理由とする優生手術 (不妊手術) 及び人工妊娠中絶に関する規定を削除した。

3 法の概要及び件数 (昭和24年から平成8年)

- ◆ 遺伝性疾患等を理由とした優生手術 (不妊手術) として、本人同意の有無等に基づいて3類型を規定。
- ◆ 本人の同意によらないものは、都道府県に設置された「優生保護審査会」にて、審査・決定。
- ◆ 本法の定めによらない不妊手術は禁止。

※旧優生保護法第3条に母体保護を理由とする手術の規定があったが、これらは平成8年改正後の母体保護法においても「母体の健康を著しく害するおそれのある」場合として認められている。

本人同意不要		本人同意	
審査会決定	保護者同意 審査会決定	本人同意	
4条	12条	3条	
遺伝性疾患 14,566件	非遺伝性疾患 1,909件	遺伝性疾患等 6,967件	らい疾患 1,551件
約1万6,500件		約8,500件	
約2万5,000件			

(優生手術の対象疾患の類型)

- ▶ 4条 (医師の申請・審査会決定)
 - 本人の遺伝性の精神病・精神薄弱、顕著な遺伝性身体疾患等を理由とした手術。
 - 医師に申請義務がある。
 - 公益上の必要性が審査要件。
- ▶ 12条 (医師の申請・保護者同意・審査会決定)
 - 本人の非遺伝性の精神病・精神薄弱を理由とした手術。
 - 本人保護の必要性が審査要件。
- ▶ 3条 (本人同意・医師の認定)
 - 本人、配偶者の遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患等を理由とした手術。
 - 四親等以内の血族の遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱等を理由とした手術。
 - らい疾患を理由とした手術。

【手術件数出典】昭和24年～昭和27年：「衛生年報」(厚生省)、昭和28年：「昭和50年度 優生保護法指定医師研修会資料」(主催：厚生省協力 日本母性保護医協会)、昭和29年～昭和34年：「衛生年報」(厚生省)、昭和35年～平成7年：「優生保護統計報告」(厚生省)、平成8年：「母体保護統計報告」(厚生省) ※P2、P3の手術件数の出典についても同様。

旧優生保護法に基づく同意による不妊手術件数(年次別)

3条(本人同意)

	第1号 (遺伝性疾患等)	第2号 (5い疾患)	第3号 (5い疾患)
昭和24年	74	100	95
昭和25年	100	135	103
昭和26年	120	147	107
昭和27年	340		237
昭和28年	344		116
昭和29年	226	107	122
昭和30年	305	186	129
昭和31年	279	175	105
昭和32年	189	123	89
昭和33年	192	142	72
昭和34年	184	89	55
昭和35年	238	94	65
昭和36年	203	69	46
昭和37年	143	59	6
昭和38年	131	39	72
昭和39年	102	46	11
昭和40年	136	30	9
昭和41年	103	40	17
昭和42年	93	42	23
昭和43年	122	51	17
昭和44年	99	35	25
昭和45年	79	25	6
昭和46年	90	17	5
昭和47年	82	19	0
計			
	19	9	3518

旧優生保護法に基づく同意によらない不妊手術件数(年次別)

4条(審査会決定)

昭和24年	130	昭和48年	78
昭和25年	273	昭和49年	59
昭和26年	480	昭和50年	51
昭和27年	560	昭和51年	39
昭和28年	832	昭和52年	66
昭和29年	840	昭和53年	24
昭和30年	1,260	昭和54年	13
昭和31年	1,208	昭和55年	19
昭和32年	1,029	昭和56年	12
昭和33年	1,027	昭和57年	9
昭和34年	898	昭和58年	12
昭和35年	770	昭和59年	8
昭和36年	814	昭和60年	5
昭和37年	656	昭和61年	2
昭和38年	626	昭和62年	4
昭和39年	479	昭和63年	2
昭和40年	436	平成元年	2
昭和41年	358	平成2年	-
昭和42年	321	平成3年	-
昭和43年	249	平成4年	-
昭和44年	233	平成5年	-
昭和45年	271	平成6年	-
昭和46年	227	平成7年	-
昭和47年	184	平成8年	-
計	14,566	計	14,566

12条(保護者同意+審査会決定)

昭和24年	-	昭和48年	68
昭和25年	-	昭和49年	55
昭和26年	-	昭和50年	31
昭和27年	46	昭和51年	19
昭和28年	98	昭和52年	28
昭和29年	160	昭和53年	15
昭和30年	102	昭和54年	18
昭和31年	56	昭和55年	18
昭和32年	75	昭和56年	13
昭和33年	54	昭和57年	10
昭和34年	57	昭和58年	8
昭和35年	65	昭和59年	3
昭和36年	66	昭和60年	6
昭和37年	90	昭和61年	3
昭和38年	67	昭和62年	1
昭和39年	76	昭和63年	2
昭和40年	77	平成元年	1
昭和41年	75	平成2年	-
昭和42年	61	平成3年	-
昭和43年	94	平成4年	1
昭和44年	84	平成5年	-
昭和45年	89	平成6年	-
昭和46年	64	平成7年	-
昭和47年	53	平成8年	-
計	1,909	計	1,909

平成8年の優生保護法改正後の主な経緯

時期	経過
平成8年 6月	優生保護法を母体保護法に改正(議員立法)
平成30年 1月	宮城県の女性が仙台地裁へ提訴 ※現在7地裁・1高裁(原告20人)で訴訟係属中
3月	「優生保護法下の強制不妊手術について考える議員連盟」(超党派議連)設置 「与党旧優生保護法に関するワーキングチーム」(与党ワーキングチーム)検討開始
平成31年 3月14日	与党ワーキングチーム、超党派議連において「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案」(一時金支給法案)とほぼどめ
4月10日	衆・厚生労働委員会で一時金支給法案を委員長提案、可決(全会一致) (4月11日衆・本会議で可決(全会一致))
4月23日	参・厚生労働委員会で一時金支給法案を可決(全会一致)
4月24日	参・本会議で一時金支給法案を可決(全会一致)、成立。同日付けで公布・施行。
令和元年 5月28日	仙台地裁(1次・2次)判決において請求棄却 ※5月31日に原告が控訴
6月24日	「旧優生保護法一時金認定審査会」関係規定施行
6月25日	「旧優生保護法一時金認定審査会」設置
7月22日	第1回「旧優生保護法一時金認定審査会」開催

都道府県等における旧優生保護法関係資料等の保管状況調査結果(平成30年9月6日公表)

(1) 概要

与党WT及び超党派議連からの要請を受け、都道府県等が保有する優生手術に関する資料の保管状況を調査。

- 調査1:旧優生保護法等において、作成・提出等が定められている資料の保有状況
- 調査2:調査1で回答した資料の内容等を総合して把握できた、優生手術の申請、審査、手術実施の件数
- 調査3:その他、旧優生保護法に関して保有している資料(統計、白書、通知、事務連絡等)

(2) 調査対象等

- 対象機関:都道府県、保健所設置市、特別区における行政機関(本庁、公文書館、保健所等)
- 対象文書:旧優生保護法3条(1号~3号)、4条、12条に基づき実施された優生手術に関する資料
- 調査実施時期:平成30年4月25日~平成30年6月29日

(3) 調査結果 ※括弧内は、個人が特定できる件数。

①優生手術の申請数(4条、12条))

4条	12条	不明	計
3,459	759	1,851	6,069
(3,440)	(657)	(1,072)	(5,169)

②審査の結果、優生手術が「適」とされた件数(4条、12条)

4条	12条	不明	計
3,262	700	1,716	5,678
(3,256)	(636)	(995)	(4,887)

③実際に手術を行った件数(3条、4条、12条)

4条・12条		3条	不明	計
4条	12条	不明	計	
2,965	613	1,393	4,971	1,693
(1,797)	(176)	(1,046)	(3,019)	(0)
				(60)
				(3,079)

(4) 名簿の整理結果(平成31年3月1日公表)

上記調査により、個人が特定できる件数については、個人の重複の状況が不明であったことから、都道府県等調査結果における、個人が特定できる実際の人数を把握するため、各都道府県等に対して名簿の整理を依頼した。

その結果、都道府県等調査結果における、個人が特定できる実人数(=名簿掲載人数)は、手術実施が確認できる3,079人を含め、計5,400人。

名簿掲載人数計 (個人が特定できる実人数)	①手術実施が確認 できる人数	②優生手術が「適」とされた 人数(※1)	③優生手術が申請された 人数(※2)
5,400	3,079	2,105	216

(※1)①に該当する者を除く。(※2)①又は②に該当する者を除く。

医療機関・福祉施設、保健所設置市以外の市町村における
優生手術に関する個人記録の保有状況調査結果（平成30年10月31日公表）

1. 調査概要

□ 対象機関

医療機関（病院、診療所）

福祉施設（障害者支援施設、障害児入所施設、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、

援護施設、婦人保護施設、保護施設）

保健所設置市以外の市町村

□ 調査実施時期：平成30年7月13日から平成30年9月21日まで。

※医療機関、福祉施設については回答は任意。

2. 調査結果の概要

調査対象数	回答数 (回答率)	うち、個人記録がある と回答した施設数		うち、個人記録がある 可能性があると回 答した施設数
		人数	施設数	
医療機関	103,914	55	657人	145
福祉施設	4,241	121	843人	72
計	108,155	176	1,500人	217
保健所設置市以 外の市町村	1,638	18	151人	2

※「個人記録がある可能性がある」の判断基準例

・法の施行当時から不妊手術を行っている医療機関である場合

・優生手術の実施や個人記録の存在について職員や施設入所者等の記憶又は証言がある場合

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律 概要

第1条(前文)

旧優生保護法の下、多くの方々が生殖不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それらの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする。

今後、これらの方々の方々の名誉と尊厳が重んぜられるとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、共生社会の実現に向けて、努力を尽くす決意を新たにする。

国がこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、本法を制定する。

第2条(対象者(旧優生保護法に基づき優生手術等を受けた者))

①又は②の者であつて、施行日において生存しているもの。

- ① 旧優生保護法が存在した間(※)に、優生手術を受けた者(母体保護のみを理由として受けた者を除く。)
- ② ①の期間に生殖不能にする手術等を受けた者(④～⑥のみを理由とする手術等を受けたことが明らかかな者を除く。)
- ③ 母体保護
- ④ 疾病の治療
- ⑤ 本人が子を有することを希望しないこと。
- ⑥ ①のほか、本人が手術等を受けることを希望すること。

※昭和23年9月11日～平成8年9月25日

第3条(一時金の支給)

1. 一時金の支給

国は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し、一時金(320万円)を支給(非課税)

2. 権利の認定等

- ① 一時金受給権の認定は、請求(都道府県知事の経由可)に基づいて、厚生労働大臣が行う。
- ② 請求期限は、5年(検討条項あり。)
- ③ 都道府県知事・厚生労働大臣は認定に必要な調査を行う。

3. 旧優生保護法・一時金認定審査会に関する調査

- ① 厚生労働大臣は、対象者(第2①)であることが明らかかな場合を除き、認定審査会の審査を求める。
※ 認定審査会：厚生労働省に設置し、医療、法律、障害者福祉等に関する有識者で構成
- ② 認定審査会は、請求者の陳述、医師の診断、診療録等を総合的に勘案して、適切に判断
- ③ 厚生労働大臣は、認定審査会の審査結果に基づき認定

4. 相談支援等

- ① 支給手続について十分かつ速やかに周知(国・都道府県・市町村)
- ② 相談支援その他請求に関し利便を図る。(国・都道府県)
※ 障害者支援施設、障害者支援団体等の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮

第4条(調査等及び周知)

1. 調査等

国は、前文で述べたような事態を二度と繰り返すことのないよう、共生社会の実現に資する観点から、旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査その他の措置を実施

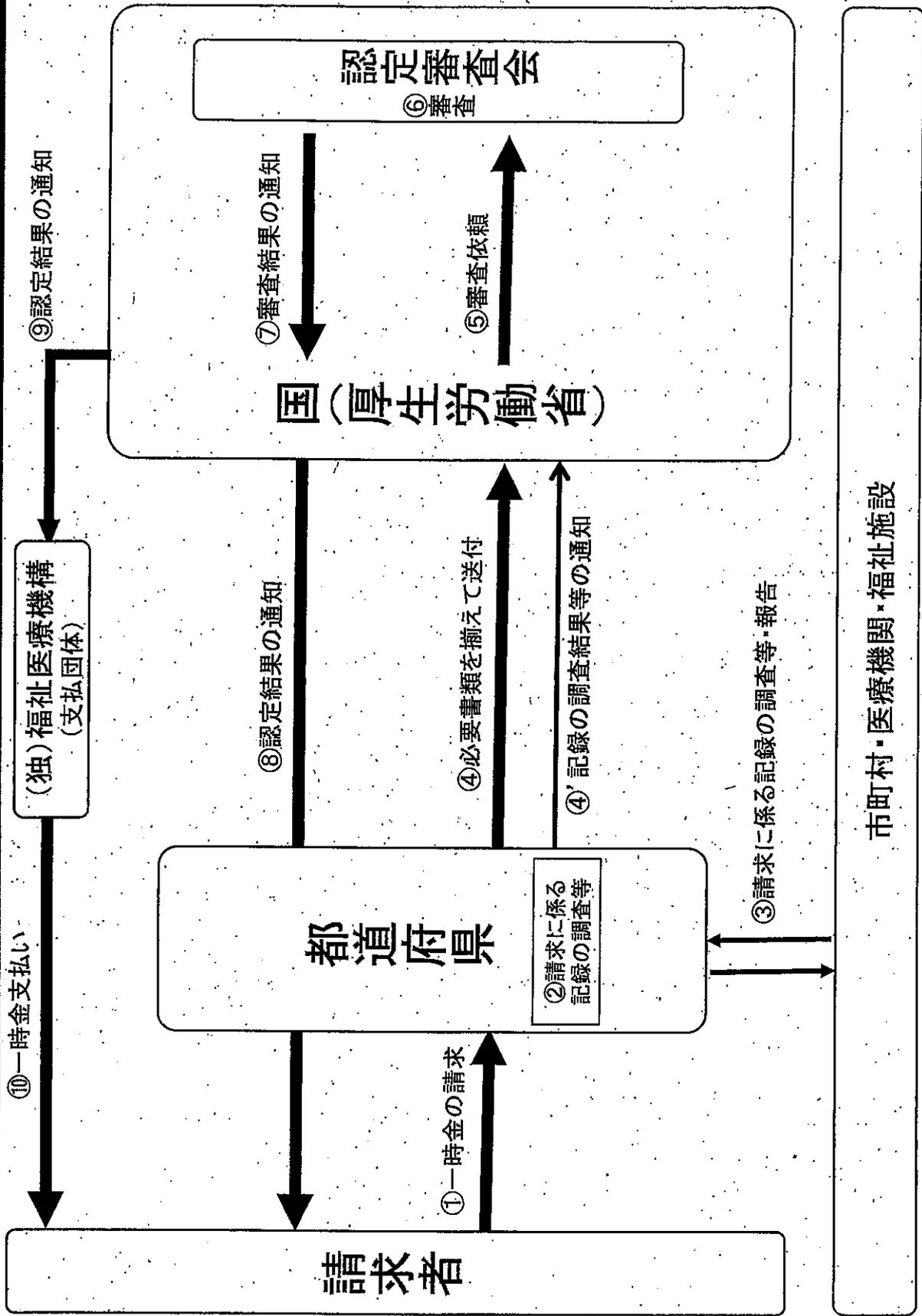
2. 周知

国は、本法の趣旨・内容について、広報活動等を通じ国民に周知を図り、理解を得るよう努める。

第5条(施行期日)

公布日(認定審査会については、公布日から2月後)

[参考]一時金支給手続の流れ(イメージ)



市町村・医療機関・福祉施設

※ 上記の流れは、現在居住している都道府県内で手術を受けていた場合。現在居住している都道府県以外で手術を受けていた場合は、請求は、現在居住している都道府県に対して行い、調査等については、国(厚生労働省)からの通知を受けて、手術を受けていた都道府県が実施。
 ※ 請求者が、記録等により一時金の支給対象者に該当することを確認できる場合には、⑤～⑦は省略。

旧優生保護法一時金認定審査会の位置づけ

厚生労働大臣

◆厚生労働大臣は、一時金の支給を受けようとする者の請求に基づき、支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、一時金を支給する(法第5条第1項)。

① 一時金支給対象者であることが明らかなる場合

(例)・優生手術を受けたことを直接証する資料がある場合。

・旧優生保護法に基づく都道府県優生保護審査会による審査の結果「適上」とされたことが分かる資料があり、かつ、当該請求者が優生手術を受けたことが分かる資料(医療機関に保存されているカルテ等)がある場合。

認定

② ①以外の場合、厚生労働大臣は認定審査会に審査を求めなければならぬ(法第10条第1項)。

＜優生手術の実施性＞
旧優生保護法の規定に基づき行われ、優生手術の件数は25,000件、そのうち、都道府県等に対する調査の結果、手術の実施が確認できる記録が25,000件である。

認定

審査依頼

結果通知

認定審査会

厚生労働大臣は、認定審査会の審査の結果に基づき、一時金を支給する。

◆認定審査会は、請求者及び関係人の陳述、医師の診断の結果、診療録の記載内容その他の請求に係る情報を総合的に勘案して、**事案の実情に即した適切な判断を行う**(法第10条第5項)。

「審査会の判断等に係る基本的な考え方」(抄)

- (平成31年3月14日 与党旧優生保護法に関するワーキングチーム・優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟法案作成プロジェクトチーム)
- 請求者に係る優生手術等の実施に関する記録は残っていない場合も多いこと、旧優生保護法に基づかない形で生殖を不能にする手術等を受けた方も本法案による一時金の支給の対象としていること等を前提に、審査会は請求者等の陳述内容を十分に汲み取り、収集した資料等も含めて**総合的に勘案した上で、柔軟かつ公正な判断を行う。**
- 具体的な判断に当たっては、優生手術等を受けたことに関する請求者等の陳述の内容が、当時の社会状況や請求者が置かれていた状況、収集した資料等から考えて「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」を基準とする。

平成31年3月14日

審査会の判断等に係る基本的な考え方

与党旧優生保護法に関するワーキングチーム / 優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟法案作成プロジェクトチーム

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案（以下「法案」という。）に基づく一時金の支給を受ける権利の認定について、旧優生保護法一時金認定審査会（以下「審査会」という。）の判断等に係る基本的な考え方は以下のとおりである。

1 審査会の審査を求めることなく認定を行う場合

- 法案第10条第1項に定める、請求者が第2条第2項第1号から第4号までのいずれかに掲げる者に該当することを確認することができる場合とは、例えば、次のような場合である。
 - ① 旧優生保護法施行規則に基づく優生手術実施報告票等、請求者が法案第2条第2項第1号から第4号に係る手術を受けたことを直接証する資料がある場合
 - ② 請求者が法案第2条第2項第1号から第4号に係る手術について、旧優生保護法に基づく都道府県優生保護審査会による審査の結果「適」とされたことが分かる資料があり、かつ、当該請求者が手術を受けたことが分かる資料（医療機関に保存されているカルテ等）がある場合

2 審査会の判断に係る基本的な考え方

- 法案第10条第5項における審査会の判断に係る基本的な考え方は、次のとおりである。
 - ・ 請求者に係る優生手術等の実施に関する記録は残っていない場合も多いこと、旧優生保護法に基づかない形で生殖を不能にする手術等を受けた方も本法案による一時金の支給の対象としていること等を前提に、審査会は請求者等の陳述内容を十分に汲み取り、収集した資料等も含めて総合的に勘案した上で、柔軟かつ公正な判断を行う。
 - ・ 具体的な判断に当たっては、優生手術等を受けたことに関する請求者等の陳述の内容が、当時の社会状況や請求者が置かれていた状況、収集した資料等から考えて「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」を基準とする。